

ちよつとまった!

不法投棄は犯罪です

■不法投棄とは

山間部や河川敷、道路沿い、田畑、空き地などに、物の大小にかかわらず家庭ごみや家電、産業廃棄物などを捨てたり埋めたりすることを「不法投棄」と言い、法律で禁止されています。違反した者は、法律の規定により5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはこれが併科されます。また、法人の場合は3億円以下の罰金が科されます。



■不法投棄をされないために

自身の所有する土地にごみを不法投棄され、捨てた者を特定することができない場合は、土地の所有者がごみを処分しなければなりません。草が伸びた状態など人目につきにくい土地は不法投棄がされやすくなります。

土地の所有者はごまめに除草したり、看板を設置したりするなどして、不法投棄されないよう土地の管理に

は十分注意してください。

■自分の土地でも不法投棄になる

自分が所有する土地であっても、廃棄物を埋めるのは不法投棄にあたります。

また、これから埋めようとしている状態、いわゆる「未遂」であっても処罰の対象になります。



■不法投棄しているところを見つけたら

不法投棄をしているところを発見した場合は、トラブルに巻き込まれないよう、一人で対処せずに、速やかに不法投棄ホットライン（☎0120・381・794）に連絡してください。

●問い合わせ

環境課生活環境室

☎53・2111（内線2311）

中学生の放課後学習を支援する

地域未来塾がスタート

市では、子どもたちへの学習支援・相談を一層充実し、学習上のつまづきを解消したり、学習意欲の向上を図つたりするとともに、子どもたちが主体的に学習習慣・生活習慣を改善することを目的に、中学生を対象にした「地域未来塾」を開設しています。

地域未来塾は、地域と学校の連携・協働による学習支援活動であり、「学習支援員（教員OBや塾講師）」が主に放課後などを活用し、中学生にかかわっています。市では、昨年度からスタートし、今年度は、村上第一中学校・村上東中学校・朝日中学校・岩船中学校・荒川中学校の5校が6月からスタートしました。

6～12月を次のとおり3期に分けて取り組めます。

「1期」講師が数学の授業にチームティーチングとして入り、個別教室で学習している生徒に寄り添って支援を行ったりしています。

「2期」夏休みに5人の講師が各校を回り、希望者全員を対象とした質問教室（数学や英語）を開催します。（各校午前9時～正午、4日間）

「3期」二期の体育祭後に開催し、希望者をグループに分け、1グループ3人程度の個別指導を行います。

昨年度の地域未来塾の取り組みでは、生徒へのきめ細かな学習支援・相談が行われており、参加した生徒からは「質問しやすい」「授業でやった内容が確認できるので役立っている」などの感想がありました。



●問い合わせ

学校教育課教育総務室

☎72・6882